障害者支援センターさあくる相談支援事業所　重要事項説明書

1. 事業者及び事業所

事業者

事業者名称	芸北福祉会
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長　齋藤正守
所在地	広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀 821 番地
電話番号	０８２６－２２－１０７５
FAX 番号	０８２６－２２－１０７６

事業所

事業所名称	障害支援センターさあくる
指定年月日	令和６年４月１日
指定事業所番号	３４３３５０７５５９
所在地	広島県山県郡北広島町川小田 10075 番地 5
電話番号	０８２６－３５－０７３３
FAX 番号	０８２６－３５－１６１６
管理者氏名	堀田早苗
事業実施地域	北広島町、安芸太田町
営業日・時間	月曜日から金曜日。ただし国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く、8 時 30 分から 17 時 15 分

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者とその家族（以下「利用者等」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者等の立場に立った適切な相談及び援助の提供を目的とします。
運営の方針	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の選択に基づき多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

3. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員
管理者	従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	１名
相談支援専門員	・アセスメントの実施 ・サービス等利用計画書案作成及び利用者への交付	１名

	・サービス等利用計画書作成及び利用者への交付 ・モニタリングの実施 ・サービス等利用計画書の変更 その他必要な相談業務、他機関との連絡調整	

4. 提供する計画相談支援の内容

サービスの種類	サービスの内容
アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接して利用者の心身の状況等、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。
情報提供	当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者等に対して提供して、サービスの選択を求めます。
サービス等利用計画書案の作成	解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、提供される福祉サービス等の目標およびその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
サービス等利用計画書案の説明、交付	当該サービス等利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、利用者等の同意を得て交付します。
サービス担当者会議の開催	支給決定等が行われた後に、サービス事業所と会議を開催し、担当者から専門的な意見を求めます。
利用者等への説明とサービス等利用計画書の交付	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画書の内容について利用者等に説明し、同意を得ます。その後、利用者と担当者へ交付します。
モニタリング	サービス等利用計画の実施状況の把握および利用者についての継続的な評価を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整等を行います。新たな支給決定に係る申請の勧奨を行います。
サービス等利用計画書の変更	利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業所がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。
障害者支援施設への紹介	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が障害者支援施設等への入所または入院を希望する場合には、障害者支援施設等へ紹介します。

5. 利用料金

⑴ 計画相談支援利用料

事業者が法律の規定に基づいて、区市町村から計画相談支援給付費額を受領いたしますので、自己負担はありません。

⑵ 交通費

事業実施地域以外の地域の居宅等へ訪問する場合には、事業実施地域を超えた地点から 1 キロメートルあたり 50 円を実費負担していただきます。

⑶ 支払方法

翌月 15 日までに請求書を送付しますので、月末までに現金にてお支払いください。

6. 利用者の記録及び情報の管理等

⑴ 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後５年間保管します。

⑵ 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行ううえで必要となる他事業所及び医療機関等との連絡調整や、市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意に基づき情報提供をいたします。

7. 緊急時の対応

利用者に対する相談支援の提供により事故が発生した場合は、行政、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 事業者によるサービス提供における留意事項

安全配慮義務 （虐待防止）	利用者の生命、身体、財産の安全確保のため、虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催します。その結果について周知徹底を図り、研修会を定期的に開催し、そのための担当者を置きます。
衛生管理	従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うため、委員会を定期的に開催します。感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施し、そのための担当者を置きます。
掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等重要事項を掲示し、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにします。
秘密保持	正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ます。
情報提供	当事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしません。
ハラスメント防止	適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
事業継続計画の策定	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。

9. 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

サービスに関する相談や苦情等については、下記の窓口で対応します。

事業所受付窓口	電話番号	０８２６－３５－０７３３
	FAX 番号	０８２６－３５－１６１６
	受付担当	沖野千津美、堀田早苗
	対応時間帯	8：30　～　17：15

公的機関苦情窓口

北広島町役場福祉課	所在地	広島県山県郡北広島町有田 1234
	電話番号	０８２６－７２－７３５２
	FAX 番号	０８２６－７２－５２４２
	対応時間帯	8：30　～　17：15

公的機関苦情窓口

広島県社会福祉協議会	所在地	広島市南区比治山本町 12-2
	電話番号	０８２－２５４－３４１９
	FAX 番号	０８２－５６９－６１８３
	対応時間帯	8：30　～　17：00

「重要事項・サービス内容説明書」に基づいて、担当者から説明を受けたことを確認いたしました。

令和　　年　　月　　日

利用者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

上記代理人　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

続　柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿